

議案第52号

さいたま市教員の修学部分休業に関する条例の制定について
さいたま市教員の修学部分休業に関する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、さいたま市立の学校に勤務する教員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

2 この条例において「教員」とは、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。

(修学部分休業の承認)

第3条 修学部分休業（法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、教員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、当該教員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学（教員が同法第91条に規定する別科を履修する場合を除く。）
- (2) 学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（教員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 学校教育法第108条に規定する短期大学
- (4) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- (5) 学校教育法第124条に規定する専修学校

(6) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校

(7) 前各号に掲げるもののほか、市教育委員会が教員の公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設

3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。

(修学部分休業をしている教員の給与の取扱い)

第4条 教員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第 号）第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）及び教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の承認の取消し)

第5条 市教育委員会は、修学部分休業をしている教員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

(1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

(2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

(3) 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していることその他の事情により、当該教員の申請に係る修学部分休業に係る修学に支障が生じているとき。

(4) 当該教員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で、当該教員の同意を得たとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において学校職員の勤務

時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）の適用を受けていた者で引き続きさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第 号）の適用を受けることとなったものに対し、施行日前に職員の修学部分休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第9号）第2条第1項の規定によりなされた承認は、第3条第1項の規定によりなされたものとみなす。